

令和7年度第2回河内長野市入札等監視委員会 議事概要

- 【開催日時】 令和8年1月19日（月） 午後1時20分から午後3時40分
【開催場所】 河内長野市役所4階入札室
【出席者】 （委員）3名
（市） 契約検査課長、契約検査課職員3名、その他各案件の担当課職員
【議事概要】 下記のとおり

1. 開会あいさつ（総務経営局長）

本日はお忙しいところ、河内長野市入札等監視委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、最近の本市における入札等の情勢としましては、入札の発注案件数は例年並みの推移でございますが、近年、発注する業務が複雑化、大型化しており、価格以外の要素を考慮して最適な事業者を選定する、プロポーザル方式の案件が増加している状況です。

現在、プロポーザル方式の運用の見直しを行っているところですが、その中で、一定の案件については、河内長野市入札等監視委員会の審議対象としたいと検討しております。詳細については、事務局からご説明をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、本日の審議案件につきましては、工事2件、業務2件、物品1件を選定いただいております。委員の皆様におかれましては、それぞれの視点から、ご意見・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶と代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします

2. 報告事項（契約検査課長）

令和7年4月から令和7年8月までの入札状況（入札方式・件数・落札率等）及び指名停止措置状況（10件）、競争入札等参加禁止措置状況（1件）について報告した。

3. 案件審議

事前に抽出された5件（工事2件・業務2件・物品1件）の案件について、はじめに事務局から案件概要（入札の方法、落札者の決定等）を説明し、続いて案件を抽出した委員より各案件の抽出理由が説明された後、各委員による内容審議が行われた。なお、案件は次のとおり。

案件1 市道南花台124号線外7線舗装工事

(担当：道路課)

(1) 抽出理由

応札者15者中、14者無効について聞きたい。

先ほどの案件概要の説明で3者は取り抜け、11者が申請書未提出の為とのことだが、後者について聞きたい。

(2) 主な質問及び回答

B委員 申請書未提出というのは9頁にある提出書類の④(最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)のことだと思います。この書類は何なのか、なぜ必要なのか。

事務局 必要な理由としては、建設業法で、公共工事を受注するためには建設業者の経営に関する事項の審査等(経審)を受けなければならないという規定があり、スコアが経営状況によって決まる制度になっており、売上高や技術者の人数などによって決まる。

工種ごとにスコアは分かれており、建設業法上、公共工事を受注する業者は経審を受ける必要があるため。

B委員 提出すること自体のハードルはそれほど高くはないのか。

事務局 経審の有効期限は1年7か月であるが、通常は売上高を経審へ反映させるために決算が終わってから更新するので1年に1度は新しい経審が作成される。それを提出するだけなのでそこまでハードルは高くない。

B委員 そうするとなぜ11者も未提出だったのか、これは通常なのか、異常ではないのか。

事務局 元々、最新の経審自体は以前から事後審査書類の一つとして求めていた。

今回の月から事前審査での提出に変更した。その結果このような事態になってしまったものと考えている。

B委員 今回の原因としては周知したが業者が対応できなかったのか、周知不足だったのか。

事務局 この変更は入札業者の認識から外れていたようで、結果的に周知が不足していたと感じる部分もあった。

入札後、市内の業者に対してFAX等でこの運用についての通知をもう一度行

っている。従来のホームページとは別ページにお知らせを追加で載せている。

B委員 残り3者の取り扱けについても聞きたい。

事務局 落札候補者制限というのがあり、同一公表日の案件は1件しか落札できないようにしている。この3者は先に別工事の落札候補者となったため、この工事では無効となっている。

B委員 入札公告を見て適切に対応した業者が4者いて、先に別工事で3者が落札候補者になったということか。

事務局 そうである。

A委員 「運用の変更」とは要綱の改正を行ったのか。今回からなぜ変更したのか。

事務局 あくまで「運用」であって、要綱の改正等を行っていない。(※「運用」とは入札公告により案件ごとに決定することを指している。)

従来通り、令和7年度当初は経審の提出を事後審査で求めることとしていた。

事後審査では、落札候補者となった後に求めた最新の経審が700点未満だと条件を満たさなくなってしまう。そうすると本来は落札する権利が無い業者がくじに参加できてしまうこととなり、適正な抽選が行えない可能性がある。その懸念を払しょくするために、令和7年6月からこの運用に変更した。

A委員 経審700点のルール自体は令和7年4月から？

事務局 経審のスコアを使って毎年業者に対してA B C Dなどの格付けを工種ごとに行っている。これは河内長野市建設工事等請負業者選定要綱で規定されている。

それと組み合わせで案件ごとに個別の条件を付ける運用をしている。今回の工事では工種が舗装工事で、Bランクの業者が対象となるが、今年度では3者しかおらず、競争性が担保されないということで直近下位のCランクの業者も対象にするというルールになっている。Cランクの業者が現在30者と非常に多いので、経審700点というラインを設定し、4月から運用していた。

C委員 経審を事前または事後に提出する運用は、他の自治体と異なるのか。

事務局 自治体によってバラバラである。

C委員 業者は年一回必ず経審を取得するのか。

事務局 はい。毎年4月1日に今年度の格付けを行うために、2月頃から最新の経審の提出を求めている。

C委員 にもかかわらずこの時点で出せないのはおかしくないか。

事務局 経審の更新のタイミングは業者によってまちまちなので、5月などに更新している場合は4月1日時点のものと違う場合があるので求めている。

C委員 経審はどのような機関が審査しているのか。

事務局 国交省が委託している民間や一般社団法人の審査機関、10団体程度がある。

C委員 取得するのに経費や日数はかかるのか。

事務局 業者は行政書士に依頼して手続きしているので費用は掛かっていると思われる。日数も1ヶ月ほどはかかっているイメージである。

A委員 入札公告に記載されていたが、業者側が見落とし、提出が漏れたのが今回の原因か。

事務局 入札公告だけで表示していたため、業者側はこの内容のみで判断しなければならず、見落としとしてしまっていたと考えられる。周知が不十分だった。

A委員 事前審査通知が令和7年6月26日、その時点で11者の書類が足りてないと把握していたのか。

事務局 令和7年6月23日に書類の提出は締め切っているのですが、23日から26日の間で把握していた。

A委員 その後追加で書類を出させるのでは公正を欠くということになるのか。

事務局 追完をさせるという方法も振り返れば有ったのかもしれないが、一方で適切に対応している業者が4者いる中で、入札公告を見落としている業者のためにしてしまうと公正を欠くという意見もあった。入札全般がシステム上一発勝負になっている点もあり、今回は追完ということにはならなかった。

A委員 どちらもあり得るようにも思えてくる。ルール通りにできるのが大前提ではあ

るが、ルール通りにすることを競う制度でもないように思う。結果的には最低制限価格になっているが、落札価格が変わってくる場合もあることを考えると、よく見ていなかったから無効とするのが制度の趣旨としてどうだったのかと。検討の余地はあるように思う。どちらが正解というのはなかなか難しいかもしれないが。

ルール違反を大目に見るのはまた違う話だが、運用の変更という事務的などころでもあるので。公正性が大事だという考え方もあると思うが。

事務局 手続きの公正性を担保するのか、競争性を担保するのか、難しいところだが、今回の件に関してはもっと周知しておけばよかったと考えている。

A委員 周知不足というところがやはり引っかかってくるのかと。いつもやっていることを見落とすのがおかしいと言われるとそれはそうだが、つい数か月前の運用とも変わっているというところが第三者的に見るとどうなのかなと、問題提起としてはあるかと思う。

B委員 未提出の11者は、後から確認したら経審は700点以上だったのか。すべて700点未満であれば入札参加資格がなく仕方なかったかと思うが、ほとんど700点以上だったということであれば、A委員が言ったようなことも考えられるのではないか。

事務局 正確に把握していないが、700点以上の業者、700点未満の業者どちらもいて、700点以上の業者から、その後少しご意見をいただいた。

案件2 市立加賀田小学校エレベーター棟増築工事 (担当:教育総務課)

(1) 抽出理由

今回の工事の抽出対象案件は最低制限価格と落札金額に差がない中で、この案件は参加業者が2者で、うち1者が無効になっているというところで抽出した。この1者無効は案件概要の説明で取り抜けとのことだったので、これ以上何か出てくるのかはわからないが、これが案件抽出の主たる理由である。

(2) 主な質問及び回答

B委員 2者が1者になったのが気になったが取り抜けなら仕方ないのかなと思う。参加業者が2者なのは入札参加資格の経審850点以上による影響か。

事務局 そこも影響はあると思うが、同じ公告日に似たようなエレベーター増築工事が

あり、そこに業者が流れた。

B委員 この日のすべてのエレベーター工事に入札した業者は合計7者ぐらい？

事務局 はい。

A委員 7者ともがそれぞれこの2件両方に入札する場合はあるのか？

事務局 ある。今回はもう一件と金額の開きが大きかったので、金額が高い案件に集中したと考えている。

C委員 その二つの工事に期間の違いはあるのか。

事務局 どちらも同じ工期である。

C委員 金額が異なるのはなぜか。

担当課 工場の規模が異なる。延床面積が加賀田小（案件2）は35㎡、千代田中（案件2より金額が高い案件）は135㎡だった。

C委員 にもかかわらず工事期間が同じなのはなぜか？

担当課 エレベーターの工事は比較的単純な工事で躯体や壁を起すものである。特殊な工事がエレベーターの本体工事だけで、規模が異なるからと言ってそこまで工期に差がない。

C委員 校舎のどのあたりに施工したのか。

担当課 教室に面した廊下の端につけるイメージである。

C委員 いわゆる外付け工事？

担当課 そうである。

B委員 これは緊急を要する工事だったのか。

担当課 将来を見据えて工事を行った。加賀田小、千代田中で理由が異なるが、加賀田小学校は前年度に公民館と複合化されて高齢者の利用が増えたので、エレベーター

一を整備した。千代田中学校は市内で唯一の4階建ての校舎となっており、また来年度から中学校の全員給食が始まるため整備した。

C委員 将来にわたる中期計画としてエレベーターを設置する計画があるのか？

担当課 今のところそこまでは無い。

B委員 入札時期をずらせばもっと多くの業者が入札したのでは。

事務局 発注時期は担当課で設計が出来上がって順番に発注していくので、こちらから応札者の関係で時期をずらすなどの調整は行っていない。

B委員 調整をするのは不合理なのか。

事務局 発注時期を競争性の確保のために能動的にコントロールできるかというご質問かと思うが、担当課の事務の都合で早く発注したくても、実際は契約事務の準備を間に合わせるのが難しいところがあり、市の内部の都合ではあるが、工事についてひとつずつ順番に発注していくということしかできていないのが現状である。

B委員 自由に発注できるとなると逆に恣意的になる可能性もあるので、そのあたりの難しさは承知している。

入札参加資格条件の、経審の点数を下げれば入札は増えるのか。

事務局 対象業者数は増えるのももちろん増える方向で効果はあると思うが、今回の2者応札の原因が経審の点数なのか工事時期なのかがわからないので一概には増えると言い切れない。

B委員 原因は何なのか分析が必要かと思う。

C委員 エレベーターの本体のメーカーはどうやって決めるのか。

担当課 基本的には見積合わせで決める。もう一つ大事な点が納期である。1年待ち、2年待ちなど言われるので気を付けている。

また、学校なので授業が無い夏休みに工事できるかどうか。

A委員 エレベーターの物自体は別で発注したのか、工事に含まれているのか。

担当課 工事に含まれている。

A委員 仕様書でメーカーを指定している？

担当課 指定している。設計業務の時点で協力いただいているので。

C委員 個人的に、それはいかがなものかと思うが。

担当課 仕様書では同等以上という記載になっている。今回の納期で納入できるのがD者しか見つからなかった。

C委員 仕様書だけ見れば、メーカー指定だと業者とつながっているのではという疑問が生まれる。後々問題が起こらないようによく考えてやったほうが良いのでは。

担当課 仕様書にはメーカーの商品を載せて、これの同等品以上のものを求めるというふうになっている。

C委員 仕様書にはあらゆる機能を網羅していくほうがまだ良いのではないか。細かすぎるのはよくないが。一つの意見である。

B委員 結果的にこのメーカーしかなかったというほうが自然。仕様書を見てそのメーカーしか目がいかないような形にはしないほうが良い。

案件3 市立千代田小学校外2校トイレ整備工事設計業務 (担当課:教育総務課)

(1) 抽出理由

今回の業務の抽出対象案件の中で、この案件以外は落札率が60%ほどで、この案件だけ90.5%と高かった。

金額もそこまで突出しているわけではないが、落札率の高さから抽出した。

(2) 主な質問及び回答

B委員 他の案件が落札率60%ほどでこの案件が90.5%なのは何か理由があるのか。

事務局 近年の建築設計業務を見ると最低制限価格近くで落札する案件が減ってきている。予定価格が大きい業務だと最低制限価格での落札になることも有るが、現状、業者がこの金額ならできると判断した金額になっている為、落札率が高くなっている。

A委員 この件の1者無効はどのような理由か。

事務局 令和7年度に登録して頂いた業者が入札したが、本案件は新規制限という入札参加資格条件を設けており、登録から1年経過していない業者は新規制限の対象となり、無効になった。

A委員 登録後1年間入札できないのはどの分野でもそうなのか。

事務局 河内長野市では待機期間を設けており、建設コンサルタントだと1年入札できないという制限を設けている。建設工事だと2年間最低ランクでスタートするなどの運用をしている。ほかの自治体でも1年、2年は待機期間を設けている所が多く、特殊な運用というわけではない。

A委員 これは入札に参加してきたということだが、どのような事情なのか。

事務局 入札公告を読み込めずに入札してしまったのだと思われる。

B委員 なぜ1年以内だと参加できないのか。

事務局 新規制限の理由は既存の業者が優先して応札できる環境を整えるため。しかし今回のような3者など応札者が少ない場合は制限を外す検討の余地はあるかもしれない。

公告を出して入札が無かった場合は、二回目に新規制限を外す運用はしている。現在は少なくとも一回目は新規制限を設ける運用としているが、応札者の数が少ないかもしれない場合は、1回目から新規制限を外す対応はあり得る。

B委員 ここ最近入札者が少なくなっているのであればそろそろご検討いただく時期なのかもしれない。

A委員 運用の変更だけでできるものなのか。

事務局 新規制限に関しては運用なので要綱を変えると行ったものではない。

C委員 設計業務だが履行期間が長く感じる。

担当課 補助金の関係で債務負担なので工事の年度と設計の年度を合わせないといけないため、令和8年度当初まで伸ばしている。

C委員 トイレの乾式化とはなにか？

担当課 トイレの床の種類になる。昔はタイル式の湿式のものだったが、今は塩ビシートを床に敷いて、床を水で洗うのではなくモップ掛けで行う乾式のトイレに変えていくのが主流になっている。

案件4 (仮称)南花台中央公園整備工事監理業務 (担当：まちデザイン課)

(1) 抽出理由

今回の抽出対象案件の中で唯一の随意契約だったので抽出した。

(2) 主な質問及び回答

C委員 随意契約の理由は確認したが、逆に全く違う業者のほうがしっかり見てもらえるのではないかと。随意契約理由も理解できるが、いい加減な工事監理になってしまう恐れはないのか。そういうところは考えなかったのか。

事務局 何年も継続する事業を進めていく中で、南花台地域で推進委員会を立ち上げており、一定の意見を吸い上げながら、設計に反映させていかなければならず、第三者となる別業者よりも熟知している現業者の方が適していると判断した。

担当課 一般的な工事監理業務であればおっしゃる通り別の目で監理するほうが良いと思うが、基本計画からのコンセプトがあって、現業者は基本設計、実施設計を行った業者であり、設計部門の人間が意図を伝達でき、工事監理の部門が別にあって、以前からの南花台中央公園整備事業の流れを熟知しているのでスムーズに事を運べる。

C委員 言いたいことは重々承知しているが、随意契約に厳しい世の中になってきていて、それに耐えうる理由であればいいが。
令和6年度の公園整備工事の不調の理由は。

事務局 一回目は1者応札があったが、入札価格が予定価格超過で不調となった。合わなかった理由は担当課が発注依頼してから開札までに2ヶ月程度あるが、その間に物価が高騰してしまい、金額が合わなくなってしまったため。

C委員 穿った見方をすると、令和6年度の工事で不調になったために、工事監理は不調にしないように随意契約したのではないかという見方をされる恐れがあるので、随意契約は難しいということを自覚してもらいたい。

事務局 工事監理に関しては、国が作成した「公共建築の工事監理等業務委託マニュアル」というものがあり、設計業者でなければ工事監理するのが困難な場合は設計業者に工事監理をさせる方法もあるという記載があり、今回検討した結果、本案件は設計業者に工事監理させる必要があると考え、随意契約を行った。

A委員 今まで工事監理を入札で行ったことはあるのか。通常は工事監理も入札なのか。

事務局 建築工事に関しては設計業者に随意契約をすることがほとんどである。できない場合は、昨年度では500万円以下の案件になるが一般競争入札を行い、設計業者とは別の業者が工事監理業務を行ったものもある。

A委員 以前の入札等監視委員会で土木の工事では職員が工事監理をすると聞いたが。

事務局 土木工事については基本的に職員が工事監理する。夜間工事などがある場合は入札で工事監理を委託することもある。

A委員 今回の件を入札ではなく随意契約に決めたのはいつごろか。

事務局 担当課から随意契約をしたいという意向を4月頃に聞き、妥当かどうかは請負業者等選定委員会で諮った上で決定した。

A委員 例えば入札をした場合に、入札する可能性のある業者は他にいたのか。

事務局 実際にやってみないとわからないが、今回の案件だと予定価格が5000万円を超えるので入札する可能性はある。

ただ、国のマニュアルにも、価格競争だけに終わらないように建物の品質を確保するために工事監理業務の業者を選定する必要があると書かれており、一概に競争入札することだけが適した業者選定方法ではないと本市も考えていて、一定の建築工事に関しては工事監理を随意契約で行ってきたところ。

A委員 当然そのマニュアルにも書いてあるのは分かるが、裏を返せば原則は競争入札ということですね。原則と例外が逆転していないかと思ってしまう。

設計した業者が工事監理するほうがやりやすいというのはどの案件でもそうだと思うが、果たしてこの業務に特殊性がどこまであるのか、もう少し具体的に突っ込まないといけないのではないかという気がする。

事務局 建築設計と土木設計の違いとして、建築設計では工事監理する前に意図伝達と

いうステップがある。設計の意図を工事監理する業者に伝達する、これが大きな違いである。設計業者と同一業者が工事監理業者になれば当然意図もわかるため、本市では建築工事の工事監理に関して随意契約している。

国のマニュアルでは設計と工事監理を同じ業者にさせる形と別の業者にさせる形が両方示されていて、同じ業者にさせる場合は設計内容に関する質疑対応を迅速にできるというメリットがある一方で、設計業務と工事監理の評価が曖昧になるデメリットがある。

第三者監理で別の業者にさせる場合は、役割にそれぞれ専念できるが、責任区分が複雑になり、曖昧になってしまう。

今回、設計と工事監理を同じ業者でさせるということは意図伝達の迅速な対応を重視せざるを得なかった。

通常の案件に比べて、地元も入った推進委員会があり、長年経過があるので他の建築工事に比べると意図を伝達するというウエイトが大きかったと考えている。

C委員 工事監理を専門にする業者はあるのか。

事務局 設計業者の中でも得意不得意はある。専門業者がいるかまでは分からない。

B委員 設計業務の意図伝達の要素が他の工事とは違うということを随意契約の理由にはできないか。今の随意契約理由だと、「設計者責任を明確に～」という文章があって、これが前面に出てきている感じがして、後々訴えとときの対象がどちらなのか分からないから随意契約にしますという風に見える。

それなら「意図伝達のコスト等を考慮して」や「確実な履行」などの理由のほうが良いのではと思った。

事務局 随意契約理由に関しては従来から入札等監視委員会で御意見いただいているところで、改善していく必要があるという認識はある。

毎回のご審議の中でご指摘の通り、思惑と理由が対応していないような理由になってしまっている。意図伝達の表現があまり書かれていないというのはその通りである。「コンセプト等熟知している」の中に広い意味では意図伝達が含まれているという風に理解しているが、今後はもう少しシャープな理由付けを心掛けていく必要があると思っている。

B委員 今回はこうだからという理由の方が認められやすいと思う。設計の責任というとすべてそうになってしまうということになるので。随意契約こそ個々の事情が必要である。

A委員 どの案件でも当てはまるような理由で随意契約をしてしまうと、次の案件の時

にまた同じ理由が当てはまってしまい、設計業務が受注できれば工事監理業務までついてくるという形になってしまう。そのような流れができてしまうと、設計業務は安くでも受注できたらよいという考えも出てきかねない。

個別の理由について、書きぶりも大事だが、検討が必要かと思う。

案件5 消防ポンプ自動車 消防団用CD-1型の購入 (担当:危機管理課)

(1) 抽出理由

物品の一覧の中から、金額と落札率の高さ及び辞退者数の多さから抽出した。

(2) 主な質問及び回答

B委員 10者指名のうち8者辞退について伺いたい。

事務局 辞退の理由は、商品の取り扱いが無い、3.5t以上しか対応していない、など大半がそもそも取り扱えないという理由だった。

B委員 車両としては特殊なものなのか。

事務局 市販の車の装備を改造して、なおかつ普通免許で運転できるように発注したものになる。

B委員 何者ぐらい対応してくれる見込みがあったか。そもそも難しそうだったのか。

事務局 この案件は1~2年スパンで行っている案件で、毎回2者応札になっている。数が急に増えることは無いと思いつつ、登録部門で消防車の対応ができる業者はすべて指名している。

事務局 過去の似た案件だと令和6年度は9者を指名して3者応札、令和4年度は9者を指名して5者応札、令和3年度は9者を指名して6者応札があった。

B委員 対応できる業者が少なくなってきたのか。指名数はあまり変わらないが。

事務局 納期を確約できないという業者もいたので、そこが応札してくれれば同じような数になってくると思われる。

C委員 消防の広域化はいつ頃されたのか。

担当課 令和6年度からである。

C委員 今回の入札で指名している業者を、広域の他の自治体も指名しているのか。

担当課 正確にはわからないが、おそらく同じような業者に声をかけていると思われる。

C委員 広域化しているけれども、入札の方法までは同じようにするとはなっていないのか。

担当課 あくまで正規の消防が広域化されているだけなので、消防団は各市町村で担当することになっている。

事務局 消防組合は広域化したが、一部事務組合として、市から仕事を放出してその仕事だけを寄り合っている。消防団の仕事は放出した仕事に入っていないので市で行っている。放出した仕事は一部事務組合として、これは別の地方公共団体として別の運用ルールで行っている。

C委員 一部事務組合とはどのような協力体制をとっているのか。案件と少し話が逸れるかもしれないが。例えば大規模の火災が起こったら応援に行くという話なのか。

担当課 今までは河内長野市内で起こった火災は河内長野市の消防でしか対応していなかったところが、広域化によって富田林市や大きな火災になれば柏原市・羽曳野市・藤井寺市からも車両が来る。救急隊も管轄が広まるので、河内長野市で立て続けに救急要請があればその分救急車の来る台数が増えるということになる。

C委員 そういった協力体制はあるにもかかわらず、入札などの業務に関しては統一化は図られていない。ということは、同じような物の発注をしたら河内長野市や他の自治体では、落札価格が当然変わってくるということか。

担当課 おそらくそうなると思われる。

C委員 それはいかなものかと思うのだが。自治体の裁量も違うし、その時の業者の状況によっても違うのだろうけど。

事務局 消防団に関しては、各自治体で引き続き行うことになっているので。

C委員 消防団についてはわかりました。広域化した消防や救急についてはどうか。

事務局 広域で行っているのですが、こちらは手が離れてしまっていて、情報がわからない。

C委員 それは事前によく把握しておいたほうが良いと思う。

事務局 広域化の際にそのあたりの調査はあったが、最終的にどのようなになっているのかこちらには伝わっていない状態である。

A委員 先ほどの辞退理由の中で 3.5 t 未満の取り扱いがないという業者がいたが、そういう業者が増えたということか。以前は作っていたがやめたのか、もともと作っていなかったのか、業者自体が減っているのか取り扱いが変わってきているのか。

事務局 正確には把握できておらず、今回 3.5 t 未満を取り扱っていないという理由で辞退した業者が今までもそうだったのか、分析できていない。

C委員 逆に 3.5 t 以上なら応札できたのではないか。

事務局 おそらく 3.5 t 以上であれば応札できるということではないかと思われる。

B委員 3.5 t 未満の条件について、何か基準があるのか。

事務局 3.5 t 未満でないと普通免許で運転できなくなってしまうので。

B委員 3.5 t 未満は必須の条件だが、それでは対応できる業者が少ないと。別の特殊な理由があるのか。

C委員 保管場所の問題もあるのか。

担当課 屯所の大きさも制限があり 3.5 t 以上だと保管できない可能性が有る。

C委員 耐用年数は決まっているのか。

担当課 14 年。消防団用の車両は使用頻度が低いこともあり、車の状態と相談して 14 年きっかりと言わず、何年か使用年数を伸ばす対応をしている。

C委員 今回、買い替える車両は何年使用していたのか。

担当課 20 年使用していた。

C委員 今回、仕様書で車の指定をしているがその理由は。

担当課 3.5 t 未満の消防車を製作するのはトヨタのシャシでしかできないため。

B委員 ポンプ自動車改造＝ポンプ自動車の製造ということか。

事務局 そうである。既成の車体を改造して特殊な車両に仕上げる発注になる。

B委員 ポンプはどこから持ってきてもいいのか。

事務局 仕様に合致していればどこのものでもよい。

B委員 ポンプ自体を作っている訳ではないのか。

事務局 メーカーがあるのでそこの物を取り付けることになる。

B委員 納入実績がないといけないのか。

事務局 その条件で入札を行っている。

B委員 現在は納入実績がある業者がいるから参加資格にしているが、いなくなった場合は変えるのか。

事務局 そうなるが、ほとんど実績はあるのであまり意味のない参加資格になっている。

C委員 仕様書にある「軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置」とはどういう意味か。

担当課 「軽微な変更として備えることができる」とは、同等品可という意味である。

C委員 これでは読み取れない。45 ページの物について46 ページの物に変更できるということなのか。

B委員 一致するものではない。これは追加のものと読み取れるが。

事務局 仕様書に書かれているものは仕様の一部としてすべて必要ということである。

C委員 これでよいのか。表現をもう少し変えたほうがよい。

担当課 次回以降表現を変える。

B委員 ところどころ仕様書の取付品にD社製の名前が出てくるのは今回落札したD社ということか。

担当課 そうである。D社は資機材のメーカーでもある。

B委員 ではD社が有利になる。これが150万円ほど、2番手との落札金額の差になるのか。

事務局 2番手との差がそれだけなのかは正直何とも言えないが、否定できないところ。

C委員 こういう特殊なものは競争原理が働かない。

事務局 以前も同様のご指摘いただいたが、縄張りのものがある。市としては参加できる業者を極力多く指名するぐらいのことしかできない。

B委員 備えなければならない備品の中にD社の名前があるのが引っ掛かる。

事務局 代替できる物があればそこは検討したほうがいいのはその通りなので、次回以降の検討課題とさせていただく。

B委員 備えなければならないものに特定の業者名があるのが誘導しているように見えてしまう。価格面でも差が出ているので。記載の方法について検討をお願いします。

C委員 消防団はいくつあるのか。

担当課 10分団ある。

C委員 団員は確保できているのか。

担当課 252名の定員で、現在229名。4月から新入団員が入るが既に6名ほど入団希望者がいて、今までにはなかった傾向だが学生の方も数名入団希望がいて聞いている。

C委員 うろ覚えだが全国的に消防団員が減ってきているから維持するのは大変だと思うが、積極的に広報などしているのか。

担当課 広報誌や SNS など使って団員募集や活動のアピールをしている。

C委員 自分の受け持ち管内であったら、必ず出動しなければならないのか。

担当課 そういうことはない。あくまでも出動できる人がしている。消防団の入団がしにくいなどに繋がるので。あくまでその時に出動できる人に、任意で出てもらおうという形としている。

C委員 人員確保できなかつたら消防車も運用できないということになるのか。

担当課 人数が揃わないと消防活動できないが、今まではあまりそのような事案はない。いつもかなりの人数の方に出ている。

C委員 格納庫は市の所有になるのか。

担当課 格納庫は市の所有地に建てている場合もあるし、近隣の方に借地として借りているところもある。

C委員 無償や有償で？

担当課 どちらもある。

4. 総括(委員長)

本日も、事務局の皆さんにはたくさんご準備いただきまして、どうもありがとうございました。

今回の案件については、ある程度以前から取り扱ったものと同じような内容ではありましたが、何度も扱っている工事や設計業務の中にも、入札時の書類の提出時期や新規制限の運用など、議論を通じて新たな問題提起や視点が出てきたと思います。

物価高騰や人手不足といった課題は以前からの継続的なテーマではありますが、状況に応じて、細部では色々と具体的な変化があつて、このように定期的に委員会を開催し、現状を確認することの意義を改めて実感しました。

本日出てきた新たな論点や議論を踏まえ、今後さらに充実した適正な入札を執行していただけると幸いかと思います。本日はお疲れ様でした。

5. 審議対象の追加について

令和8年度以降、予定価格が500万円以上のプロポーザルによる契約案件を抽出審議対象に追加したい旨の説明を行った。

6. 閉会あいさつ(契約検査課長)

本日はご多忙の中、入札等監視委員会にご出席いただきましてどうもありがとうございました。

また活発な議論、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

引き続き公共事業の公正な発注のために、適切な入札を実施して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今後ともご指導をいただければ幸いです。

本日はどうも、ありがとうございました。